

庄内町告示第69号

令和3年度庄内町コミュニティ助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和3年度庄内町コミュニティ助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人自治総合センター(以下「自治総合センター」という。)が令和3年度コミュニティ助成事業実施要綱(第3条において「実施要綱」という。)に基づき実施する一般コミュニティ助成事業の助成の決定を受けたコミュニティ組織に対し、予算の範囲内で令和3年度庄内町コミュニティ助成金(次条において「助成金」という。)を交付することについて、実施要綱及び庄内町補助金等の適正化に関する規則(平成17年庄内町規則第52号。第3条において「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業及び助成金の額)

第2条 助成金の交付対象となる事業及び助成金の額は、自治総合センターから助成の決定を受けた事業及び金額とする。

(交付申請及び実績報告)

第3条 規則第4条及び第13条に規定する別に定める書類は、実施要綱の定めるところによる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。